

**消費生活用製品の重大製品事故に係る公表済事故において、製品起因による
事故ではないと判明した案件等について（お知らせ）**

平成 19 年 7 月 26 日
経済産業省商務情報政策局
製品安全課製品事故対策室

消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号。以下「消安法」）第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故に係る公表において、製品起因か否かが特定できていない事故及び、製品起因が疑われる事故として公表した案件のうち別紙については、消費経済審議会製品安全部会『第2回製品事故判定第三者委員会』における審議の結果、製品起因による事故ではない（製品事故ではない）と判断されたのでお知らせします。

また、重大製品事故として公表後、重大製品事故に該当しない事が判明した案件についても併せてお知らせします。

なお、このお知らせをもちまして、当省 HP 内の『製品安全ガイド』に公表している製品事故データベースより事故情報を削除します。

※詳細は別紙のとおりです。

[参考] ※消安法

（主務大臣への報告等）

第35条

消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者は、その製造又は輸入に係る消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知ったときは、当該消費生活用製品の名称及び型式、事故の内容並びに当該消費生活用製品を製造し、又は輸入した数量及び販売した数量を主務大臣に報告しなければならない。

製品起因が疑われる事故として公表したものの「製品事故」ではないと判断される案件

管理番号	事故発生日	報告受理日	公表日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	判断の理由
A200700039	平成17年頃	平成19年5月25日	平成19年5月31日	電動アシスト自転車	PASスマイルX101	ヤマハ発動機株式会社	重傷1名	電動アシスト自転車乗車中、自走する感じで車両を止められず、バランスを崩し転倒し肋骨ひびが入る怪我を負った。当時、サドルを高くして足がつかない状態で使用していた。	神奈川県	事業者からの追加報告を分析した結果、事故品の電動アシスト部分を検査し、異常は認められず、また、アシスト部分を除く自転車各部（ハンドル、ブレーキ、フレーム、スポークその他各部）についても異常が認められなかったとの報告は妥当であり、また、消費者にも異常のない点について確認がとれたことから製品事故ではないと判断した。

製品起因か否かが特定できていない事故として公表したものの「製品事故」ではないと判断される案件

管理番号	事故発生日	報告受理日	公表日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	判断の理由
A200700003	平成19年5月14日	平成19年5月22日	平成19年5月28日	電気衣類乾燥機	火災	電気衣類乾燥機を設置していた納屋から出火した。	滋賀県	事業者からの追加報告を分析した結果、事故発生時には製品が運転されていなかったことが確認され、内部からの発火痕跡が見られない一方、製品外郭板金部分の外側の焼損が激しく、外部要因と判断され、したがって、当該製品からの出火の可能性はないと判断した。
A200700013	平成19年5月5日	平成19年5月24日	平成19年5月30日	布団カバー	重傷1名	布団カバーを取替後に室内移動のため製品の上を歩いていたところ、製品上面にある装飾リボンの結び目(蝶々結び)に、右足中指が引っ掛かり転倒した。その時に、右足中指を骨折。	東京都	ベッドの上にかけられたカバーのリボン状の箇所を歩いた際、消費者が誤って、足の指を引っ掛けたもので、消費者の不注意と判断した。
A200700026	平成19年4月末頃	平成19年5月25日	平成19年5月30日	電動歯ブラシ	重傷1名 (当該消費者の申告による情報)	消費者より手を怪我をした(3か月以内)との内容のはがきが事業者が届いた。5月31日に事業者が当該消費者に面談して、傷を負った経緯について説明を求めたが、どのようにすれば申し出た傷に至るのか判然としなかった。また、手の外観を見たところでは怪我の度合いも非常に軽微との印象であった。当該消費者は、示談金を示すように事業者に要求している。	東京都	事業者からの追加報告を分析した結果、手に重い怪我を負ったとの当該消費者の申告については、事故後2週間後に撮影された患部の状況から重傷事故とは見られず、また、診断書の提示もないため、重傷とは言えないと判断した。
A200700031	平成18年頃	平成19年5月25日	平成19年5月31日	電動アシスト自転車	重傷1名	昨年、電動アシスト自転車乗車中、事故にあって入院した。アシスト機能が作動せず、車にぶつかる直前に急に加速した。	大阪府	事業者からの追加報告を分析した結果、事故品の電動アシスト部分を検査し、異常は認められず、また、アシスト部分を除く自転車各部(ハンドル、ブレーキ、フレーム、スポークその他各部)についても異常が認められなかったとの報告は妥当であり、また、消費者にも異常のない点について確認がとれたことから製品事故ではないと判断した。

重大製品事故として公表後、重大製品事故に該当しないことが判明した案件

管理番号	事故発生日	報告受理日	公表日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	判断の理由
A200700157	平成19年6月9日	平成19年6月18日	平成19年6月21日	ガス給湯付ふろがま (LPガス用)	GJ-C24T2	松下電器産業株式会社	火災	シャワー使用中にお湯が出なくなり、機器リモコンにはエラーコードが表示されていた。スイッチの入切を再三繰り返した結果、排気口から煙と炎が出た。	埼玉県	火災ではないと判明したため、重大製品事故としては扱わないこととなった。